

# 日高村結婚新生活支援補助金交付要綱

## (交付の目的)

第1条 この要綱は、少子化対策・定住促進事業の一環として行なう事業で、新規に婚姻する低所得者の新生活に係る費用に対して支援を行なうことにより、定住人口を増やし、村の活力を増進するとともに、地域の少子化対策の強化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、新規に婚姻する世帯とは、令和3年1月1日から婚姻届を提出し受理された夫婦をいい、再婚の世帯も含まれる。

## (事業の種類)

第3条 日高村結婚新生活支援補助金に関する事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る住居費に対する支援
- (2) 婚姻に伴う引越しに係る経費に対する支援（引越し業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費に対し支給するものに限る）

## (交付の対象となる経費の内訳)

第4条 交付の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 住居費について対象となる経費は、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等）、共益費、仲介手数料を対象とし、駐車場代、地代、光熱水費、設備購入費は対象外となる。
- (2) 勤務先から住宅手当が支給される場合は、住宅手当分は対象外となる。
- (3) 引越費用については、不用品の処分費用及び自らレンタカーを借りて引っ越した場合、友人に頼んで引っ越した場合は対象外となる。

## (交付の対象者)

第5条 この要綱に定める対象者は、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であり世帯の所得が400万円未満であること。また、村に居住する目的で婚姻届を提出し受理される者であること。所得金額は、前年における所得の合計額をいうが、婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合は、最後に離職又は転職した月の次の月における夫婦の所得の合算に1.2を乗じた金額が400万円未満であること。

(補助金等の額)

第6条 第3条に定める事業による補助金の額は、1世帯あたり30万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による「日高村結婚新生活支援補助金交付申請書」に必要な書類を添付して村長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 村長は、補助金の交付申請書を受理した場合は、本要綱に照らし審査のうえ、別記第2号様式により、補助金の交付（不交付）決定を行わなければならない。

(事業の完了届)

第9条 交付の決定を受けた者は、完了届及び請求書を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 村長は、第9条に規定する完了届及び請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。